

○令和6年度 運営指導における主な指摘事項（訪問系サービス）

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項	県事務所
1	訪問介護	3 運営	内容及び手続きの説明及び同意	県基準条例第77号第9条第1項	重要事項説明書の「9. 苦情の受付について」の「(1) 苦情の受付」に、通常の事業の実施地域の保険者である市町村の相談窓口を追加すること。	中濃県事務所
2	訪問介護	3 運営	内容及び手続きの説明及び同意	県基準条例第77号第9条第1項	重要事項説明書に記載のある指定介護予防訪問介護は平成30年度から介護予防・日常生活支援総合事業として市町村に移行されているため、記載内容を改めること。	中濃県事務所
3	訪問介護	3 運営	内容及び手続きの説明及び同意	県基準条例第77号第9条第1項	利用年数が長い利用者に係る重要事項説明書及び個人情報保護に関する同意書の所在が不明であったため、全利用者について両書類の有無を確認し、書類が存在しない場合は再度同意を得て、書類を保管すること。	中濃県事務所
4	訪問介護	3 運営	心身の状況等の把握	県基準条例第77号第14条	一部利用者のサービス担当者会議が開催されておらず、利用者、家族、その他関係者から意見を聴取して訪問介護計画の策定に反映している記録がない事例が認められた。サービス担当者会議又はその他の方法で利用者の心身の状況等の把握に努め、その記録を残すこと。	中濃県事務所
5	訪問介護	3 運営	運営規程	県基準条例第77号第29条第4号	運営規程の「指定訪問介護の利用料」において、法定代理受領の場合の利用者負担の割合が1割又は2割のみ記載であった。平成30年8月より利用者負担の割合に3割負担が追加されているため、3割負担についても記載すること。	中濃県事務所
6	訪問介護	3 運営	運営規程	県基準条例第77号第29条第4号	運営規程に「虐待の防止のための措置に関する事項」を定めること。	中濃県事務所
7	訪問介護	3 運営	業務継続の策定等	県基準条例第77号第30条の2	業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じること。	中濃県事務所
8	訪問介護	3 運営	内容及び手続きの説明及び同意	県基準条例第77号第9条第1項	重要事項説明書に第三者評価を行った評価機関の名称が記載されていたが、当該評価機関は岐阜県で認証された評価機関ではなかったため、認証機関による評価を実施した場合は、重要事項説明書にその評価機関と実施した直近の年月日及び評価結果の開示状況を記載すること。実施できない場合は第三者評価を行っていない旨を記載すること。	中濃県事務所
9	訪問介護	3 運営	内容及び手続きの説明及び同意	県基準条例第77号第9条第1項	重要事項説明書について、利用者に対して重要事項説明書の説明を行った際に利用者の緊急連絡先を記入する様式となっているが、事業所側で保管している利用者の重要事項説明書に緊急連絡先が記載されていない事例が散見された。利用者の緊急連絡先（主治医、家族、希望する搬送先）について確実に記載すること。	中濃県事務所

○令和6年度 運営指導における主な指摘事項（訪問系サービス）

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項	県事務所
10	訪問介護	3 運営	居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	県基準条例第77号第17条、第20条第2項	居宅サービス計画に沿って立てられた訪問介護計画と相違する曜日及び時間でのサービス提供を行った場合に、相違理由等が記入されていない記録が散見された。両計画に沿ったサービス提供に努めるとともに、計画と相違するサービス提供を行った際は理由等を記録すること。	中濃県事務所
11	訪問介護	3 運営	勤務体制の確保等	県基準条例第77号第30条第4項	職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより就業環境が害されることを防止するための方針が明確化されていないため、指針等を作成することにより明確化すること。	中濃県事務所
12	訪問介護	1 人員	勤務体制の確保等	県基準条例第77号第6条第1項、第30条第1項	勤務実績を確認したところ、訪問介護員等の員数が常勤換算方法で2.5人以上を満たさない月が認められた。本事業所は訪問介護員が自宅から直行直帰するケースが多いため、日々の勤務時間、職務内容、常勤非常勤の別がわかる勤務表を作成し、事業所ごとに置くべき訪問介護員等の人員配置基準を遵守すること。	中濃県事務所
13	訪問介護	3 運営	内容及び手続きの説明及び同意	県基準条例第77号第9条第1項	重要事項説明書に指定訪問介護の提供の開始について利用申込者の同意を得たことを示す欄が無く、記名等の同意を示す意思が確認できなかった。重要事項説明書に記名欄等を早急に整備し、利用者からの同意を得ること。	中濃県事務所
14	訪問介護	3 運営	訪問介護計画の作成	県基準条例第77号第24条第1項、第2項第4号	訪問介護計画に訪問する曜日や時間を記していないものや、利用者と交わした契約内容と相違する訪問介護計画書が散見されたため、利用者の求めがあれば適宜計画を変更するなど、提供するサービスの内容と訪問介護計画書の間で不整合が生じないように努め、適正なサービスを提供すること。	中濃県事務所
15	訪問介護	3 運営	業務継続の策定等	県基準条例第77号第30条の2	業務継続計画が作成中であったため早急に整備し、従業者に対して周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。	中濃県事務所
16	訪問介護	3 運営	内容及び手続きの説明及び同意 運営規程	県基準条例第77号第9条第1項、第29条第2号・第3号・第4号	「従業者の員数」、「営業日及び営業時間」及び「提供するサービスの内容」について、重要事項説明書と運営規程に記載内容が異なっていたためどちらかの表記に統一すること。	中濃県事務所
17	訪問介護	3 運営	虐待の防止	県基準条例第77号第38条の2第2号	虐待防止のためのマニュアルは整備されていたが、指針が整備されていないため早急に整備すること。	中濃県事務所

○令和6年度 運営指導における主な指摘事項（訪問系サービス）

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項	県事務所
18	訪問介護	3 運営	サービスの提供の記録	県基準条例第77号第20条	サービス実施記録に記載漏れや記載誤りが散見され、サービス提供責任者の確認も不十分であった。別途スマートフォンから介護事務ソフトへ入力する正確な記録を元に請求事務を行っているとのことであったが、誤りの多い実施記録の写しを交付していることとなるため、正しい記録及びサービス提供責任者の十分な確認に努めること。	中濃県事務所
19	訪問介護	3 運営	訪問介護計画の作成	県基準条例第77号第24条第2項第2号、第3号	訪問介護計画書の利用者又は家族への説明及び同意を得るのが、サービス提供開始日より後になる場合が多く、1年以上経過しても正式に交付していない事例が確認された。サービス提供開始日までに利用者又は家族への説明と、利用者の同意を得るよう取り扱いを改めること。また、訪問介護計画は利用者へ速やかに交付すること。	中濃県事務所
20	訪問介護	3 運営	運営規程	県基準条例第77号第29条第8号	運営規程に「緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続」を定めること。	中濃県事務所
21	訪問介護	1 人員	訪問介護員等の員数	県基準条例第77号第6条第1項、第2項、第7条、第30条第1項	勤務の体制について、事業所の管理者、サービス提供責任者、訪問介護員全員について日々の勤務時間、職務内容、常勤・非常勤の別を定め、毎月の勤務予定と勤務実績から常勤換算を行い、常に人員基準に違反していないか確認すること。	中濃県事務所
22	訪問介護	3 運営	勤務体制の確保等	県基準条例第77号第30条第3項、第40条第1項	従業者に対する研修は実施されていたが、令和6年度の研修の記録が作成されておらず、資料も保管されていなかった。研修を行った際は記録に残し保管すること。	中濃県事務所
23	訪問介護	3 運営	業務継続の策定等	県基準条例第77号第30条の2第2項	業務継続計画について、訪問介護員等に対し必要な研修及び訓練が実施されていなかった。今年度中に研修及び訓練を実施すること。	中濃県事務所
24	訪問介護	3 運営	衛生管理等	県基準条例第77号第31条第3項第1号	感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催することとされているが、今年度は1回しか開催されておらず、次回開催日も未定であった。今後は計画的に開催すること。	中濃県事務所
25	訪問介護	3 運営	衛生管理等	県基準条例第77号第31条第3項第3号、第40条第1項	訪問介護員等に対する、感染症の予防及びまん延の防止のための研修は行われていたが、記録が確認できなかったため、研修を行った際は記録に残し保管すること。	中濃県事務所
26	訪問介護	3 運営	衛生管理等	県基準条例第77号第31条第3項第3号	訪問介護員等に対する、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練が行われていなかったため今年度中に開催し、今後は定期的に行うこと。	中濃県事務所

○令和6年度 運営指導における主な指摘事項（訪問系サービス）

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項	県事務所
27	訪問介護	3 運営	虐待の防止	県基準条例第77号 第38条の2第1項第 3号、第40条第1項	訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修は実施されていたが、記録が確認できなかったため、研修を行った際は記録に残し保管すること。	中濃県事務所
28	訪問介護	4 報酬	介護職員処遇改善加算	老発0315第2号 3(1)⑤、⑧	介護職員処遇改善加算（Ⅱ）の算定要件のうち、「キャリアパス要件Ⅲ」と「職場環境等要件」について、昇給の仕組みの明確化等、計画期間中に実施する処遇改善の内容を全ての介護職員に周知していないため、周知すること。	中濃県事務所

○令和6年度 運営指導における主な指摘事項（通所系サービス）

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項	県事務所
1	通所介護	3 運営	衛生管理等	県基準条例第77号第101条第2項第2号	感染症の予防及びまん延の防止のためのマニュアルや緊急連絡網は整備されていたが、指針が整備されていなかったため早急に整備すること。	中濃県事務所
2	通所介護	4 報酬	事業所規模	老企第36号第2の7(6)	利用者数の記録が不十分で事業所規模の確認が出来ていないため、早急に前年度一月当たりの平均利用延人数を把握し、事業所規模を確認すること。	中濃県事務所
3	通所介護	4 報酬	個別機能訓練加算	老企第36号第2の7(13)① ^ハ	個別機能訓練計画にて定めたプログラム内容及びプログラム別の実施時間に沿って実施した記録が確認できなかった。計画で定めた訓練内容と実際の訓練内容の整合を図り、計画に沿った個別機能訓練を実施し、明確に記録すること。	中濃県事務所
4	通所介護	3 運営	内容及び手続きの説明及び同意	県基準条例第77号第103条(第9条第1項準用)	重要事項説明書に「事故発生時の対応」を定めること。	中濃県事務所
5	通所介護	3 運営	虐待の防止	県基準条例第77号第103条(第38条の2第2号準用)	虐待の防止のためのマニュアルは整備されていたが、指針が運営指導日時点で作成中であったため、早急に整備すること。	中濃県事務所
6	通所介護	3 運営	非常災害対策	県基準条例第77号第100条第1項	非常災害対策に係るマニュアルに施設利用者の避難を行う目安として、「警戒レベル3（高齢者等避難）」が各市町村において発令された段階とすることが明記されていなかったため早急に明記し、職員に対して避難開始のタイミングを周知すること。	中濃県事務所
7	(介護予防)通所リハビリテーション	3 運営	運営規程	県基準条例第77号第131条第5号 県基準条例第78号第115条第4号	運営規程に「虐待の防止のための措置に関する事項」と「緊急やむを得ない場合に身体的拘束を行う際の手続き」を記載すること。	中濃県事務所
8	(介護予防)通所リハビリテーション	3 運営	利用料等の受領	県基準条例第77号第134条(第9条第1項準用) 県基準条例第78号第118条(第50条の2第1項準用)	重要事項説明書に記載された利用料金の内容が現行と異なる内容となっていたため、現行の内容に修正すること。	中濃県事務所
9	通所介護	3 運営	非常災害対策	県基準条例第77号第100条第1項	消防計画で年2回行うと定めている消火・避難訓練について、本年度1度も実施がされていなかったため、速やかに実施すること。	中濃県事務所

○令和6年度 運営指導における主な指摘事項（通所系サービス）

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項	県事務所
10	通所介護	1 人員	従業者の員数	県基準条例第77号 第92条第1号	生活相談員は、サービス提供日ごとに、当該サービス提供時間帯の時間数以上配置すること。	中濃県事務所
11	通所介護	3 運営	勤務体制の 確保等	県基準条例第77号 第98条第1項	勤務表に日々の勤務時間、常勤非常勤の別を定め、常に人員基準に合致しているか確認すること。	中濃県事務所
12	通所介護	3 運営	業務継続計画の策定 等	県基準条例第77号 第103条(第30条の 2第1項準用)	自然災害に関する業務継続計画は策定されていたが、感染症に関する業務継続計画が策定されていなかったため、令和7年3月末までに策定し提出すること。3月末までに策定ができない場合は、「業務継続計画策定の有無」について、減算型として体制届を提出すること。	中濃県事務所
13	通所介護	4 報酬	業務継続計画未策定 減算	介護保険最新情報 Vol.1225 問166	業務継続計画未策定減算（所定単位数の1/100）については、「基準を満たさない事実が生じた時点」まで遡及して減算を適用することから、令和6年4月1日以降、要件に合致していない状態であったにもかかわらず減算を行わなかった当該報酬については、別添自主点検表により自主点検を行い、県へ報告すること。その後、関係保険者へ協議を行い、保険者の指示に従い過誤調整による返還を行うとともに、利用者が支払った利用者負担金の過払い分についても返還を行うこと。利用者への返還にあたっては、それぞれの利用者に返還金に係る計算書を付して返還すること。その場合、返還に対して利用者等から受領書を受け取り、事業所において保存しておくこと。	中濃県事務所
14	通所介護	1 人員	業務継続計画の策定 等	県基準条例第77号 第103条(第30条の 2第2項準用)	業務継続計画の研修や訓練が今年度は行われていなかったため、今年度中に実施すること。	中濃県事務所
15	通所介護	3 運営	衛生管理等	県基準条例第77号 第101条第2項	感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備されておらず、対策を検討する委員会や研修及び訓練が実施されていなかった。今年度中に実施すること。	中濃県事務所
16	通所介護	4 報酬	入浴加算	厚労省告示第95号 第14号の5イ(2)	入浴介助に関わる職員に対する入浴介助に関する研修を実施していないので、実施すること。	中濃県事務所
17	通所介護	4 報酬	個別機能訓練加算	老企第36号第2の 7(13)	個別機能訓練は行われていたが、認知症に関する訓練を実施した記録が保管されていなかった。個別機能訓練の実施記録を保管し、常に当該事務所の個別機能訓練の従事者により閲覧が可能であるようにすること。	中濃県事務所

○令和6年度 運営指導における主な指摘事項（通所系サービス）

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項	県事務所
18	通所介護	4 報酬	個別機能訓練加算	老企第36号第2の7(13)ニ	個別機能訓練の一部（認知症訓練）を機能訓練指導員1人に対して利用者10人前後の集団で実施しているが、個別機能訓練は類似の目標を持ち、同様の訓練項目を選択した5人程度以下の小集団に対して機能訓練を直接行うものであるため、類似の目標を持ち、同様の訓練項目を選択した5人程度の小集団で行うよう、改めること。	中濃県事務所

○令和6年度 運営指導における主な指摘事項（居住系サービス）

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項	県事務所
1	(介護予防)短期入所療養介護(従来)	3 運営	利用料等の受領	県基準条例第77号第178条第5項 県基準条例第78号第168条第5項	栄養補助保険材料費を医師の指示に基づいて一部利用者から徴収しているが、利用者又はその家族に対して利用料金表等を用いて説明していなかった。早急に利用者又はその家族に対して書面で説明し同意を得て記録を残すこと。	中濃県事務所
2	(介護予防)短期入所療養介護(従来)	3 運営	運営規程	県基準条例第77号第186条第5号 県基準条例第78号第170条第5号	運営規程に「虐待の防止のための措置に関する事項」が記載されていないため、記載すること。	中濃県事務所
3	(介護予防)短期入所療養介護(従来)	3 運営	利用料等の受領	県基準条例第77号第178条第5項、第189条(第139条第1項準用) 県基準条例第78号第168条第5項、第173条(第127条第1項準用)	重要事項説明書に記載された利用料金の内容が現行と異なる内容となっていたため、現行の内容に修正すること。	中濃県事務所
4	(介護予防)短期入所療養介護(従来)	3 運営	運営規程 勤務体制の確保等	県基準条例第77号第186条第5号、第189条(第139条第1項準用) 県基準条例第78号第170条第5号、第173条(第127条第1項準用)	管理栄養士の員数について、重要事項説明書と運営規程の表記を統一すること。	中濃県事務所
5	(介護予防)短期入所療養介護(従来)	3 運営	運営規程	県基準条例第77号第186条第5号 県基準条例第78号第170条第5号	運営規程に「虐待の防止のための措置に関する事項」と「緊急やむを得ない場合に身体的拘束を行う際の手続き」を記載すること。	中濃県事務所
6	(介護予防)短期入所療養介護(従来)	4 報酬	緊急短期入所受入加算	老企第40号第2の3(15)④	緊急短期入所受入加算について、居宅サービス計画を担当する居宅介護支援事業所の介護支援専門員と事業所間との緊急短期入所受入の必要性や、在宅復帰に関するやりとりについての記録が確認できなかった。要件に合致していない状態で算定した当該報酬については、別添自主点検表により自主点検を行い、県へ報告すること。その後、関係保険者へ協議を行い、保険者の指示に従い過誤調整による返還を行うとともに、利用者が支払った利用者負担金の過払い分についても返還を行うこと。利用者への返還にあたっては、それぞれの利用者に返還金に係る計算書を付して返還すること。その場合、返還に対して利用者等から受領書を受け取り、事業所において保存しておくこと。	中濃県事務所

○令和6年度 運営指導における主な指摘事項（居住系サービス）

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項	県事務所
7	(介護予防) 短期入所療養 介護 (従来)	4 報酬	送迎加算	厚生省告示第19号 9イ(注)15	送迎加算について、計画書に送迎の必要に関する記録が確認できなかったため整備すること。	中濃県事務所
8	(介護予防) 短期入所生活 介護 (従来)	3 運営	短期入所生活介護計画の作成	県基準条例第77号 第143条第2項第2号 県基準条例第78号 第138条第2項第2号	短期入所生活介護計画書の内容について利用者又は家族へ説明し、利用者の同意を得た日付がない計画書が散見されるため、必ず説明し同意を得た日付を記載すること。	中濃県事務所
9	(介護予防) 短期入所生活 介護 (ユニット)	3 運営	運営規程	県基準条例第77号 第164条第3号(第151条第6号準用(第29条第2号準用)、第167条(第139条第1項準用) 県基準条例第78号 第149条第3号(第132条第5号準用(第54条第2号準用))、第152条(第127条第1項準用)	重要事項説明書及び運営規程の人員配置に関する記載が現状と相違しているため、現状の人員に即した内容にすること。	中濃県事務所
10	(介護予防) 短期入所生活 介護 (ユニット)	3 運営	運営規程	県基準条例第77号 第164条第2号、第3号(第151条第6号準用(第29条第8号準用)) 第78号第149条第2号、第3号(第132条第5号準用(第54条第9号準用))	運営規程に「ユニットの数およびユニットごとの入居定員」及び「緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続き」を定めること。	中濃県事務所
11	(介護予防) 短期入所生活 介護 (ユニット)	3 運営	非常災害対策	県基準条例第77号 第167条(第155条準用(第100条第1項準用)) 第78号第152条(第136条準用(第115条の4第1項準用))	避難訓練は行われていたが、消火訓練が1年以上行われていなかったため、今年度中に消火訓練を実施し記録に残すこと。	中濃県事務所
12	(介護予防) 短期入所生活 介護	3 運営	内容及び手続きの説明及び同意	県基準条例第77号 第167条(第139条第1項準用) 第78号第152条(第127条第1項準用)	重要事項説明書に「福祉サービスの第三者評価の実施状況」を記載すること。	中濃県事務所

○令和6年度 運営指導における主な指摘事項（居住系サービス）

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項	県事務所
13	(介護予防)短期入所療養介護(従来)	3 運営	利用料等の受領	県基準条例第77号第178条第5項 県基準条例第78号第168条第5項	重要事項説明書において、食事の額が3食の合計額でしか記載がなかった。利用者の入退去等の都合により、1日の食事回数に変動する必要があるため、1食毎の単価を示し、早急に利用者又はその家族に対して書面で説明し同意を得て記録に残すこと。	中濃県事務所

○令和6年度 運営指導における主な指摘事項（福祉用具貸与・特定福祉用具販売）

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項	県事務所
1	(介護予防) 福祉用具貸与	3 運営	福祉用具貸与計画の作成等	県条例第77号第237条第1項 県条例第78号第239条第1項	福祉用具貸与計画書に記載のない用具（オプション付属品）を貸与している事例が確認された。計画に沿った内容のサービス提供を行うよう、計画書とサービス提供内容の整合を図ること。	中濃県事務所
2	(介護予防) 福祉用具貸与	3 運営	福祉用具貸与計画の作成等	県条例第77号第237条第2項第2号 県条例第78号第239条第2項第2号	福祉用具サービス計画書（福祉用具貸与計画）を利用者等に説明した際の同意署名漏れが散見された。適切に署名を得る様に改めること。やむを得ず代筆署名を求める際は、施設入所者氏名と代筆者の両方を記載すること。	中濃県事務所
3	(介護予防) 福祉用具貸与 特定（介護予防）福祉用具販売	3 運営	運営規程	県条例第77号第238条第2号（第29条第7、8、9号準用）、第256条（第238条第2号準用） 県条例第78号第231条第2号（第54条第8、9、10号準用）、第249条（第231条第2号準用）	運営規程に「虐待の防止のための措置に関する事項」「緊急やむを得ない場合に身体的拘束を行う際の手続き」「苦情に対応するために講ずる措置に関する事項」を記載すること。	中濃県事務所
4	(介護予防) 福祉用具貸与 特定（介護予防）福祉用具販売	1 人員	福祉用具専門相談員等の員数	県条例第77号第233条第1項、第244条、第248条第1項、第256条（第98条第1項準用） 県条例第78号第228条第1項、第237条、第243条第1項、第249条（第115条の2第1項準用）	出勤簿は整備されていたが、勤務表が整備されておらず、福祉用具専門相談員等の員数が常勤換算方法で2.0人以上確保されているかが事業所で把握されていなかった。勤務予定及び出勤簿で常勤換算を行い確認を行うこと。	中濃県事務所
5	(介護予防) 福祉用具貸与 特定（介護予防）福祉用具販売	3 運営	適切な研修の機会の確保並びに福祉用具専門相談員の知識及び技能の向上等	県条例第77号第239条、第256条（第239条準用） 県条例第78号第232条、第249条（第232条準用）	福祉用具に関する研修について、研修の機会は確保されていたが、研修内容が記録されておらず、受講していない従業者への周知もされていなかった。福祉用具に対する必要な知識の修得、維持及び向上のため、研修内容の記録や周知を行い、事業所内で共有すること。	中濃県事務所
6	(介護予防) 福祉用具貸与 特定（介護予防）福祉用具販売	3 運営	衛生管理等	県条例第77号第241条第6項、第256条（第31条第3項準用） 県条例第78号第234条第6項、第249条（第54条の3第3項準用）	感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員等に周知徹底を図ること。また、感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備するとともに、研修及び訓練を実施すること。	中濃県事務所

7	(介護予防)福祉用具貸与 特定(介護予防)福祉用具販売	3 運営	業務継続計画の策定等	<p>県基準条例第77号 第244条、第256条 (第30条の2準 用)</p> <p>県基準条例第78号 第237条、第249条 (第54条2の2準 用)</p>	<p>令和6年度中に業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な研修及び訓練を定期的実施するとともに、必要に応じて計画の見直しを行うこと。</p>	中濃県事務所
---	--------------------------------	------	------------	--	---	--------

○令和6年度 運営指導における主な指摘事項（施設サービス）

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項	県事務所
1	介護老人保健施設 (従来)	3 運営	内容及び手続きの説明 及び同意	県基準条例第80号第7条第1項	栄養補助保険材料費を医師の指示に基づいて一部利用者から徴収しているが、利用者又はその家族に対して利用料金表等を用いて説明していなかった。早急に利用者又はその家族に対して書面で説明し同意を得て記録を残すこと。	中濃県事務所
2	介護老人保健施設 (従来)	3 運営	運営規程	県基準条例第80号第29条第7号	運営規程に「虐待の防止のための措置に関する事項」が記載されていないため、記載すること。	中濃県事務所
3	介護老人保健施設 (従来)	3 運営	内容及び手続きの説明 及び同意	県基準条例第80号第7条第1項、第14条第5項	重要事項説明書に記載された利用料金の内容が現行と異なる内容となっていたため、現行の内容に修正すること。	中濃県事務所
4	介護老人保健施設 (従来)	3 運営	運営規程	県基準条例第80号第29条第7号、第8号	運営規程に「虐待の防止のための措置に関する事項」と「緊急やむを得ない場合に身体的拘束を行う際の手続き」を記載すること。	中濃県事務所
5	介護老人福祉施設 (ユニット)	3 運営	運営規程	県基準条例第79号第52条第4号(第29条第2号準用)	重要事項説明書及び運営規程の人員配置に関する記載が現状と相違しているため、現状の人員に即した内容にすること。	中濃県事務所
6	介護老人福祉施設 (ユニット)	3 運営	運営規程	県基準条例第79号第52条第2号、第4号(第29条第9号準用)	運営規程に「ユニットの数およびユニットごとの入居定員」及び「緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続き」を定めること。	中濃県事務所
7	介護老人福祉施設 (ユニット)	3 運営	非常災害対策	県基準条例第79号第55条(第32条第1項準用)	避難訓練は行われていたが、消火訓練が1年以上行われていなかったため、今年度中に消火訓練を実施し記録に残すこと。	中濃県事務所
8	介護老人福祉施設 (従来)	3 運営	利用料等の受領	県基準条例第80号第14条第5項	利用者負担額が減免される入所者の食費について、1日1食の場合と、1日3食の場合の自己負担額が減免の関係でほぼ同額になるが、その仕組みについて重要事項説明書で説明と同意が行なわれていない状態で食費の請求が行われていた。減免対象者の食費の自己負担額の仕組みを明らかにし、利用者又はその家族に対して書面で説明し、同意を得た上で請求を徴収すること。	中濃県事務所

○令和6年度 運営指導における主な指摘事項（施設サービス）

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項	県事務所
9	介護老人福祉施設 (従来)	3 運営	内容及び手続きの説明 及び同意	県基準条例第79号第7条第1項	重要事項説明書の第三者評価の実施状況については、ISO認証等ではなく、福祉サービスにおける第三者評価について実施の有無、評価機関の名称、実施した直近の年月日及び評価結果の開示状況を記載すること。	中濃県事務所
10	介護老人福祉施設 (ユニット)	3 運営	緊急時等の対応	県基準条例第79号第55条(第25条の2第2項準用)	緊急時等における対応方法を定めたマニュアルについて、現状と相違がある事項があった。配置医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて変更すること。	中濃県事務所
11	介護老人福祉施設 (ユニット)	3 運営	運営規程	県基準条例第79号第52条第4号(第29条第9号準用)	運営規程に「緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続」を定めること。	中濃県事務所
12	介護老人福祉施設 (ユニット)	5 その他	変更の届出	介護保険法第89条	数年前に事業所に勤務する介護支援専門員が退職のため変更になっていたが、変更の届出がされていなかった。厚生労働省令で定める事項に変更があったときは、変更があった日から10日以内に変更の届出を行うこと。	中濃県事務所